

# 医療法及び医師法の一部改正に伴う「地域医療対策協議会」の見直しについて

(※前回会議資料)

## ① 医師確保に関する会議体の一本化(組織の見直し)

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について（平成30年7月25日厚生労働省医政局長通知）

第2の2（3）医師確保に関する他の会議体の取扱い

ア 現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体（へき地保健医療対策に関する会議体、専門医制度に関する都道府県協議会…等）は、速やかに地域医療対策協議会に一本化すること。

### 【本県の対応案】

○専門研修プログラム協議会 ⇒ 地域医療対策協議会に一本化（地对協と重複する委員が多く、効率的な運営が見込まれる。）

○へき地医療対策協議会 ⇒ 現状維持（当協議会の性格は「医療計画策定協議会」の下部組織であり、県医療計画の中のへき地医療部門の進捗をフォローすることが本来の役割であること、また、委員の重複も少なく運営の効率化が見込まれないことから一本化は行わない。）

## ② 地域医療対策協議会の委員構成(委員の追加)

### 【本県の対応案】

- i 専門研修プログラム協議会の委員を追加  
(ただし、地对協において専門研修に関する協議を行うに際し、必要最小限の追加とする。)
- ii 医療法の一部改正により新たに追加された「民間病院」を構成員に追加  
(民間病院の選定に当たっては、従来医療法で構成員として規定されていたものの、本県では不在だった「社会医療法人」を併せ持つ民間病院の中から地域バランス等を考慮して選定するものとする。)

### ＜改正医療法、同法施行規則で示された構成員＞

- ① 特定機能病院
- ② 地域医療支援病院
- ③ 公的医療機関
- ④ 臨床研修病院
- ⑤ 民間病院 ← ※今回の医療法一部改正により新たに追加
- ⑥ 診療に関する学識経験者の団体(=医師会)
- ⑦ 大学その他の医療従事者の養成に関係する機関
- ⑧ 当該都道府県知事の認定を受けた社会医療法人
- ⑨ 独立行政法人国立病院機構 ↪ 従来構成員なし
- ⑩ 独立行政法人地域医療機能推進機構
- ⑪ 地域の医療関係団体
- ⑫ 関係市町村
- ⑬ 地域住民を代表する団体

### ③ 地域医療対策協議会での協議事項(所管事務の追加)

「地域医療対策協議会運営指針について」(平成30年7月25日厚生労働省医政局長通知)

#### 3 地域医療対策協議会の協議内容

##### (1) 協議事項

地域医療対策協議会においては、医師の確保を図るために必要な次に掲げる事項について協議を行い、協議が整った事項を公表する。

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- ⑥ その他医師の確保を図るために必要な事項

#### 【上記の協議事項の具体的内容】

\* 印は、地域医療対策協議会での協議が手続き上必要となっているもの。

##### ① キャリア形成プログラムに関する事項

\* 都道府県がキャリア形成プログラムを策定・変更すること

※キャリア形成プログラムとは・・・地域枠医師や自治医大卒医師が対象者となり、卒業後の9年間を対象義務期間として、各自の意向を踏まえて、専門研修や地域勤務の大まかな計画を策定しておくもの

##### ② 医師の派遣に関する事項

\* 地域医療支援センター(大分大学に委託)が作成した地域枠の派遣案について、その妥当性や公平性を確認すること

##### ③ キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

(例) 大学病院等で手術に参加する機会の確保や最新の医学知識・技術に関する情報提供 等

##### ④ 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項

(例) 交代医師の派遣、テレカンファレンスや遠隔画像診断等の遠隔診療の支援 等

##### ⑤ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項

\* 専門研修プログラムの内容や専攻医の配置状況について、厚労省を通じて日本専門医機構に意見を提出すること

\* 臨床研修病院の指定や定員の設定・変更を行うこと(※国から都道府県へ権限委譲：平成32年4月施行)

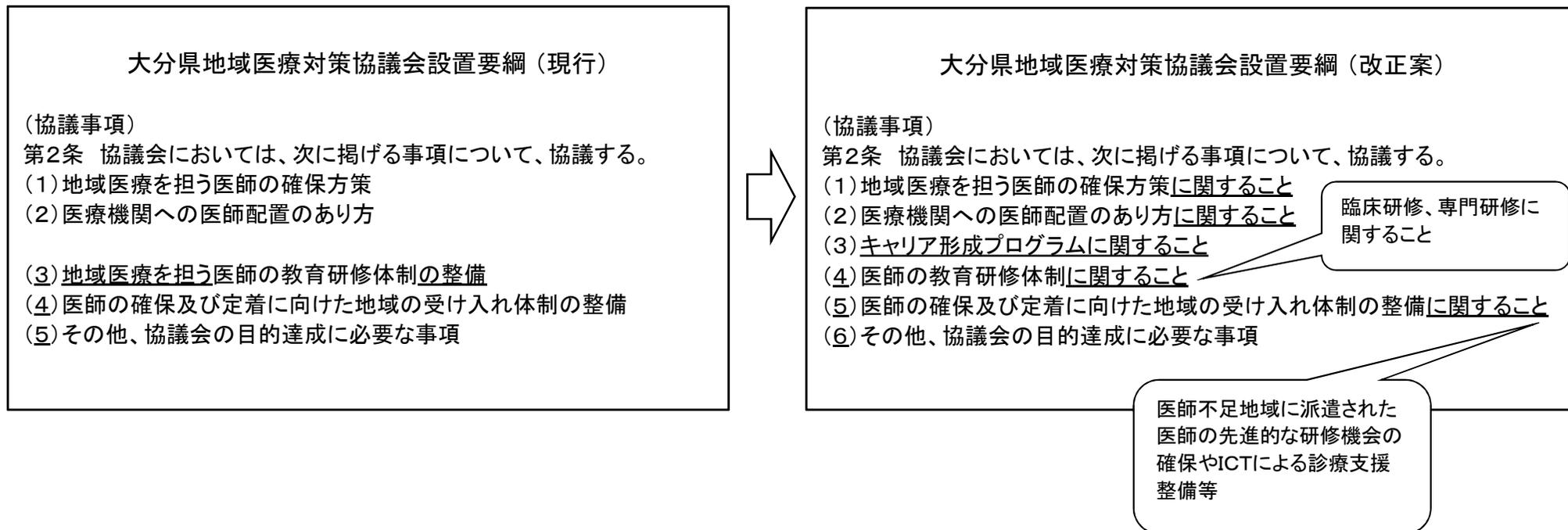
##### ⑥ その他医師の確保を図るために必要な事項

\* 知事から管内の大学に対して地域枠・地元出身者枠の設定・拡充を要請すること

\* 医師確保計画(都道府県が平成31年度中に策定)を達成するために必要な具体的な医師確保対策について検討すること

【本県の対応案】

○地域医療対策協議会において新たに協議することになる事項について、同協議会設置要綱第2条（協議事項）を修正



大分県地域医療対策協議会設置要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
大分県地域医療対策協議会設置要綱	大分県地域医療対策協議会設置要綱
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会においては、次に掲げる事項について、協議する。</p> <p>(1) <u>地域医療を担う医師の確保方策に関すること</u></p> <p>(2) <u>医療機関への医師配置のあり方に関すること</u></p> <p>(3) <u>キャリア形成プログラムに関すること</u></p> <p>(4) <u>医師の教育研修体制に関すること</u></p> <p>(5) <u>医師の確保及び定着に向けた地域の受け入れ体制の整備に関すること</u></p> <p>(6) その他、協議会の目的達成に必要な事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者の代表者等のうちから知事が委嘱する。</p> <p>(1) 医療関係団体</p> <p>(2) 関係大学</p> <p>(3) 地域医療支援病院</p> <p>(4) 公的病院等</p> <p>(5) <u>民間病院</u></p> <p>(6) 臨床研修病院</p> <p>(7) 市町村等</p> <p>(8) 地域住民を代表する団体</p> <p>(9) <u>その他知事が必要と認める団体</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 へき地を含む地域での医師確保が困難となっている状況等を踏まえ、地域医療及び医師確保の方策等について協議するため、大分県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会においては、次に掲げる事項について、協議する。</p> <p>(1) 地域医療を担う医師の確保方策</p> <p>(2) 医療機関への医師配置のあり方</p> <p>(3) <u>地域医療を担う医師の教育研修体制の整備</u></p> <p>(4) 医師の確保及び定着に向けた地域の受け入れ体制の整備</p> <p>(5) その他、協議会の目的達成に必要な事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者の代表者等のうちから知事が委嘱する。</p> <p>(1) 医療関係団体</p> <p>(2) 関係大学</p> <p>(3) 地域医療支援病院</p> <p>(4) 公的病院等</p> <p>(5) 臨床研修病院</p> <p>(6) 市町村等</p> <p>(7) 地域住民を代表する団体</p>

2 (略)

(会長及び副会長)

第4条 (略)

(会議)

第5条 (略)

(専門部会)

第6条 (略)

(事務局)

第7条 (略)

(雑則)

第8条 (略)

2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合又は増員がある場合に選任される者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によるものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(専門部会)

第6条 協議会に必要な応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、知事が委嘱する者をもって構成する。

3 専門部会は、協議会で決定した事項に基づいて、必要な専門的事項について調査、検討を行う。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、大分県福祉保健部医務課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

附 則

この要綱は、平成31年3月●日から施行する。

(参考)

大分県地域医療対策協議会 委員名簿				
委員数 18名				
委員種別	所属名	職名	氏名	備考
医師会 (医療関係団体)	一般社団法人大分県医師会	会長	近藤 稔	
	一般社団法人大分県医師会	常任理事	貞永 明美	
関係大学	大分大学医学部	学部長	守山 正胤	
	大分大学医学部附属病院	病院長	門田 淳一	
	大分大学医学部 (地域医療学センター)	教授	宮崎 英士	
	大分大学医学部 (地域医療学センター)	教授	白石 憲男	
地域医療支援病院	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター	院長	酒井 浩徳	
公的病院等	大分県立病院	院長	井上 敏郎	
	杵築市立山香病院	病院事業 管理者	小野 隆司	
	豊後大野市民病院	病院事業 管理者	木下 忠彦	
	中津市立中津市民病院	院長	是永 大輔	
	大分県済生会日田病院	院長	林田 良三	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター	院長	森本 章生	
民間病院	佐賀関病院			
市町村	大分県市長会	国東市長	三河 明史	
看護協会 (医療関係団体)	公益社団法人大分県看護協会	常任理事	伊南 富士子	
地域住民の代表	一般社団法人 大分県地域婦人団体連合会	理事	大海 里美	
基幹研修施設	大分大学医学部附属病院卒後臨床研修 センター	センター長	(宮崎 英士)	
県	大分県福祉保健部	部長	長谷尾 雅通	

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

(参考)

大分県地域医療対策協議会 委員名簿				
委員数 14名				
委員の別	所属名	職名	氏名	備考
医師会 (医療関係団体)	一般社団法人大分県医師会	会長	近藤 稔	
	一般社団法人大分県医師会	常任理事	貞永 明美	
関係大学	大分大学医学部	教授	宮崎 英士	
	大分大学医学部	教授	白石 憲男	
地域医療支援病院	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター	院長	酒井 浩徳	
公的病院等	大分県立病院	院長	井上 敏郎	
	杵築市立山香病院	病院事業 管理者	小野 隆司	
	豊後大野市民病院	病院事業 管理者	木下 忠彦	
	中津市立中津市民病院	院長	是永 大輔	
	大分県済生会日田病院	院長	林田 良三	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター	院長	森本 章生	
	市町村等	大分県市長会	国東市長	三河 明史
看護協会 (医療関係団体)	公益社団法人大分県看護協会	常任理事	伊南 富士子	
地域住民の代表	一般社団法人 大分県地域婦人団体連合会	理事	大海 里美	